

# 宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

## 1 目的

宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項（以下「本要項」という。）は、宝塚市ふるさと納税返礼品（以下「返礼品」という。）の提供にご協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を広く募集するために必要な事項を定めるものです。

宝塚市（以下「市」という。）及び協力事業者は、ふるさと納税制度がふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度であることを踏まえ、ふるさと納税制度の適切な運用に資するため、また、ふるさと納税制度を通じて、市の魅力を創造し、発信するとともに、地元特産品を全国に広くPRし、市のイメージアップや市内産業の活性化を図るために協働するものとし

## 2 返礼品等について

### （1）募集する返礼品

総務省が定める以下の地場産品基準アからオまでのいずれかに適合し、かつ、市が定める基準カからキまでのいずれにも該当する商品であることが条件となります。

#### 【総務省地場産品基準】

ア 市内において生産されたものであること。

イ 市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

ウ 市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。なお、当該工程が「主要な部分」に当たるかどうかについては、当該工程を経て完成した返礼品の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上、上回る割合が当該工程によるものであるか等により判断します。

エ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性があるもの。

オ 前各号までのほか、令和6年総務省告示第203号第5条に定める地場産品基準に適合するもの。

#### 【市が定める基準】

カ 品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定又は数量限定で供給するものは除く。

キ 飲食物については、寄附者に到着後、一定期間の消費期限又は賞味期限が保証されるものであること。

ク 宿泊や体験型返礼品等の役務の提供については、原則として、その全部もしくは大部分が市内で提供されるものであること。また、利用にあたり一定の期間を設けること。ただし、公演・イベント等で日時が指定されている場合は除く。

ケ チケットの発券を伴う場合には、転売対策の措置を講じていること。

コ 公演・イベント等への参加権利については、当該イベントの中止時における寄附の取扱いについてあらかじめ市と協議を行うこと。

## (2) 返礼品の提供に対する謝礼

返礼品の提供に対する謝礼は、返礼品価格（税込）に送料等の返礼品送付に必要なすべての経費の実費相当分（上限1,000円）を合わせた金額とします。ただし、送料について、クール便や返礼品の梱包サイズによって通常より高額となる場合、返礼品を定期便で発送する場合などは別途ご相談ください。

なお、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって税額等に変動が生じた場合、別途市と協議の上、謝礼を変更することがあります。

## (3) 返礼品の寄附額

寄附者が返礼品を選択する際の基準となる寄附額については、寄附額に対する返礼品の価格割合（返礼率）が3割以下となるよう、市が返礼品価格（税込）をもとに1,000円単位で算出し、設定します。

# 3 協力事業者の条件

提案応募できる協力事業者は、2に規定する返礼品を提供でき、かつ、本要項の内容に同意及び履行できることのほか、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとします。

(1) 市税等について滞納がないこと。

(2) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条（平成24年条例第6号）例第2条第2号及び第3号に該当しないこと。

(3) 反社会的活動をしていない者で、反社会的活動をしている者と関係を有していないこと。

(4) 取り扱う返礼品が商法その他各種法令等に違反していないこと。特に化粧品を取り扱う事業者については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく業態許可を取得している事業者であること（製造を委託している場合は、委託先事業者が医薬品医療機器等法に基づく業態許可を取得していること）。また、食品を取り扱う事業者については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品表示法（平成25年法律第70号）を順守するとともに、市の調査・確認に応じる義務及び当該法令に記載された書類を整備・保存する義務があり、それらに違反した場合は取引を中止する場合があること及び契約不履行となり市に損害が生じた場合、市が損害賠償を請求することができることに同意できる事業者であること。

- (5) 返礼品の受発注に必要な、インターネット及び電子メール等の環境を有していること。
- (6) 提供する個人情報について、8(4)及び本要項に付随する、別紙1「個人情報保護取扱特記事項」を順守し、市の調査・確認に応じることができること。

#### 4 協力事業者の役割

##### (1) 返礼品について

返礼品はあらかじめ市が承認したものに限りです。在庫管理を適切に行い、内容や出荷可能数量、取扱期間などに変更が生じた場合は、7(5)に基づき、必要な手続きを行ってください。返礼品が食品である場合（以下「食品返礼品」という。）は産地名を適正に表示してください。食品返礼品について、産地名の適正な表示が行われていないこと又は地場産品基準に適合しないことが疑われる場合は、市が協力事業者に対して調査（実地調査を含む）を行いますので、必ずこれに応じてください。その際、必要に応じて食品返礼品ごとに産地名などを確認する場合がありますので、あらかじめ書類の整理及び保存をお願いします。

##### (2) 返礼品の発送

返礼品の発送における留意事項は以下のとおりです。

- ア 市からふるさと納税システム又は電子メール等で寄附者情報の連絡があったときは、原則3週間以内に寄附者に対して返礼品を発送してください。なお、複数の協力事業者で返礼品を構成する場合は、協力事業者の代表者が一括して発送してください。返礼品発送の際、自社商品等のパンフレットを同封しても差し支えありません。
- イ 発送が遅れる場合（当初予定していた期限から概ね1週間以上遅れる場合）は、必ず市に連絡するとともに、発送日時の調整が必要な場合は協力事業者の責任において、自ら寄附者に連絡し、調整してください。
- ウ ふるさと納税寄附金に係る返礼品であることを寄附者が認識できるよう、送り状にその旨を記載し、必ず返礼品の保存状態に適した方法で発送してください。
- エ 返礼品の発送に係る事故やトラブル等に関しては、これが起きないよう事前に細心の注意を払ってください。万が一事故やトラブル等が発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、協力事業者の責任において適切に処理してください。

##### (3) 市への報告

返礼品の発送を完了した場合には、寄附者情報、発送日、その他必要な情報を速やかにふるさと納税システム又は電子メール等で市に報告してください。

##### (4) 市への謝礼の請求

返礼品発送の報告が終了した後、市と協力事業者であらかじめ協議し決定し

た内容に基づき、原則として、当月末締めで翌月 10 日までに請求書及び発送完了を証する書類の写しを添付のうえ、市に謝礼の請求を行ってください。請求内容に問題がなければ、原則として請求書受理後 30 日以内に指定の口座にお支払いします。ただし、あらかじめ支払期日について市と協議を行った場合はこの限りではありません。

なお、複数の協力事業者で返礼品を構成する場合は、請求は協力事業者の代表者が行い、市は協力事業者の代表者に一括で支払うものとします。

#### (5) その他留意事項

返礼品の品質等に係る保証やトラブル等に関しては、市は一切の責任を負いませんので、協力事業者の責任において解決してください。

### 5 協力事業者のメリット

- (1) 市のホームページやふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）、市が作成・配布するパンフレット等を通して事業者名や返礼品を PR できます。
- (2) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封することができ、自社商品の販売促進や PR が図れます。
- (3) ポータルサイトの掲載料のほか、2（2）に基づき送料を市が一部負担するため、経費がほとんどかかりません。

### 6 募集期間

随時

### 7 提案、変更等の手続き

#### (1) 提案方法

以下の書類を市企画政策課にご提出ください。

ア 【様式 1】宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者応募提案書

イ 【様式 2】返礼品一覧表

ウ 提案する返礼品の写真（原則、後日電子データを提供していただきます）

エ 【地方税】法人の場合は「法人市民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）・都市計画税の直近 1 年間の納税証明書」、個人事業主の場合は「個人市・県民税・森林環境税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）・都市計画税の直近 1 年間の納税証明書」 ※写し可。発行から 90 日以内のものに限る。

オ 会社概要（パンフレット等でも可）

カ 【該当する場合】化粧品を取扱う事業者については、医薬品医療機器等法に基づく業態許可の取得を証明する書類の写し（製造を委託している場合は、委託先事業者の業態許可の取得を証明する書類の写し）

キ 【該当する場合】事業の実施の一部を第三者に委託又は請負わせる場合は、  
【様式3】再委託承諾申出書及び個人情報の取扱いに係る誓約書（再委託先用）

※エは代表者（納税義務者）の納税地を所管する市区町村で取得してください。

（2） 返礼品及び協力事業者の承認

承認の基準は、2（1）及び3の要件を満たした上で、「協力事業者の創意工夫により市内外にPRできる返礼品であること」です。それらを踏まえたうえで市で審査を行い、その後総務省に申請します。総務省での審査は概ね1～2ヶ月程度の期間を要しますので、あらかじめご了承ください。

（3） 決定通知

総務省からの審査結果の通知後、提案があった事業者には「【様式4】宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者募集提案決定通知書」によりお知らせします。

（4） 返礼品の取扱い可能期間

協力事業者の承認日から承認取消日までとします。その間、市は返礼品の内容や協力事業者名等、必要な事項をポータルサイトに掲載します。

（5） 返礼品内容の変更若しくは中止又は協力事業者の辞退

協力事業者が、返礼品の内容を変更若しくは中止又は協力事業者を辞退しようとするときは、変更若しくは中止又は辞退しようとする日から起算して30日前までに、市に事前連絡のうえ、「【様式5】宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者返礼品変更等申請書」を提出し、変更若しくは中止又は辞退しようとする日の前開庁日までに市の承認を得てください（承認まで数日要する場合がありますので、可能な限り早めにご提出ください）。

なお、変更若しくは中止又は辞退後であっても、変更若しくは中止又は辞退しようとする日までに寄附者から申込みのあった返礼品については、協力事業者が責任をもって送付するものとします。

（6） 変更若しくは中止又は辞退の承認

市で審査した後、総務省に申請します。総務省からの審査結果の通知後、「【様式6】宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者返礼品変更等決定通知書」により通知します。

（7） 承認の取消

総務省の承認後であっても、協力事業者に3及び4に該当しない事実が判明した場合、また、次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、市が返礼品又は協力事業者の承認を取り消すことができます。

ア 関係法令に違反したとき。

イ 提案書の内容に虚偽の記載があったとき。

ウ 重過失又は背任行為があったとき。

エ 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

オ 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は金融機関取引停止処分を受けたとき。

- カ 差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分等の強制執行の申立、又は滞納処分を受けたとき。
- キ 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立をしたとき、又はその申立を受けたとき。
- ク 食品返礼品の産地名の不適切な表示を行うなど、ふるさと納税制度の目的や趣旨を妨げると認められたとき。
- ケ 複数の事業者で返礼品を構成する場合、構成する事業者が前各号に該当して欠けたとき。ただし、あらかじめ市が認めた場合を除く。
- コ その他事業の継続が困難であると認められたとき。

## 8 その他

### (1) ポータルサイトへの返礼品の掲載

ふるさと納税ポータルサイトへの返礼品の掲載は市で行います。令和7年(2025年)4月現在で、返礼品を掲載しているポータルサイトは下記のとおりです。

- ・ふるさとチョイス

※ふるさとチョイスが契約しているパートナーサイトへの掲載も含む

- ・楽天ふるさと納税
- ・ふるなび
- ・ANAのふるさと納税
- ・Amazonふるさと納税
- ・マイナビふるさと納税

※株式会社さとふるが運営するポータルサイト「さとふる」に返礼品を掲載する場合の事務等の取扱いは、別途、株式会社さとふると協力事業者の間で締結する「ふるさと納税のお礼品にかかる売買基本契約約款」に準ずるものとします。

なお、返礼品の提供が難しくなった場合や市と連絡が取れなくなった場合など、返礼品提供に影響があると市が判断した場合はポータルサイトへの返礼品の掲載を停止又は中止する場合があります。

### (2) 権利義務の譲渡制限

協力事業者は、原則としてこの事業の実施に係る権利及び義務を、第三者に移転若しくは譲渡し、又は継承させてはなりません。ただし、事前に市の承認及び許可を得た場合はこの限りではありません。

市の承認及び許可を得た場合において権利を移転若しくは移譲する場合、協力事業者は、権利を継承する第三者に対し協力事業者の義務を説明しなければなりません。

### (3) 委託等の禁止

協力事業者は、この事業の実施を第三者に委託又は請負わせてはなりません。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りではありません。

### (4) 関係法令の順守及び個人情報の取扱い

協力事業者は、事務の実施に当たり、地方税法及びその他関係法令を順守するとともに、事務の実施において取得した個人情報の取扱いについて、宝塚市個人情報保護条例及び別紙1「個人情報保護取扱特記事項」を順守し、その保護を徹底しなければなりません。協力事業者でなくなった後においても同様です。返礼品の発送等を第三者が行う場合は、発送等を行う第三者も本要項を順守するとともに、その旨を誓約する誓約書を市に提出するものとします。

なお、返礼品贈呈後又は協力事業者でなくなった後においても、個人情報や発送記録等は当該年度終了後2年間適正に保管してください。保管後は、その個人情報や発送記録等を速やかに適切に破棄するものとし、寄附者に広告物等を送付する目的等で使用してはなりません。ただし、返礼品に自社商品等のパンフレットを同封することにより、寄附者から協力事業者へ商品購入の申込み等のために提供された個人情報は対象外です。

#### (5) 事故報告

協力事業者は、返礼品の贈呈に係る事務において事故が発生したときは、直ちに市に報告するとともに、実態を調査し、その損害を把握したうえで、協力事業者の責任において適切な措置を講じてください。また、再発防止策を検討のうえ、書面で市に報告してください。

#### (6) 損害賠償

協力事業者が返礼品の贈呈に係る事務に起因して、市又は寄附者若しくは第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。自然災害等、協力事業者の責めに因らず発生した損害の賠償に関しては、その状況を調査し、市と協力事業者で協議して決定し、その責めを負うものとします。

#### (7) 協議

市及び協力事業者は、本要項に記載がない事項又は各条項の解釈をめぐって疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

### 9 問い合わせ先

宝塚市 企画経営部 企画政策課

電 話 : 0797-77-2001 (直通)

FAX : 0797-72-1419

MA I L : m-takarazuka0001@city.takarazuka.lg.jp

### 10 附則

この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行します。

## 別紙 1

### 個人情報保護取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 協力事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

#### (収集の制限)

第 2 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の制限)

第 3 協力事業者は、市が承諾した場合を除き、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第 4 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (廃棄)

第 5 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報について、保管する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (秘密の保持)

第 6 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第 7 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写又は複製してはならない。

#### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第 8 協力事業者は、ふるさと納税返礼品贈呈に係る事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、協力事業者又は市の事務所内において行うものとし、市が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

#### (事務従事者への周知)

第 9 協力事業者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもふるさと納税返礼品贈呈に係る事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

以上